

Money&Investment

12月末は年間110万円の非課税枠を活用する「駆け込み贈与」のラストチャンス。正月休みで家族が集まれば、贈与や資産について話し合う機会にもなる。教育資金を一括贈与する場合の非課税制度や相続税の課税強化で贈与の重要性は増している。贈与をうまく使って家族の絆を深めよう。

「年末までに111万円、年が明けたらまた111万円、三女の娘婿に贈与する。」
今月中旬、相続・贈与のセミナーに参加した都内のA子さん(72)はこう決めた。40代の娘3人の相続がもめるのを防ぐのが目的だ。

結婚して子どもがいるのは三女だけ。同居する未婚の長女と次女に土地と建物を相続させる方針で、三女にはほとんど分け与えるものがない。三女は納得しているが、娘婿が不満を持つ可能性がある。贈与する222万円は課税対象となる財産を減らすとともに、娘婿を納得させるという目的もある。

課税対象者増える

教育資金確保など世代間の資産移動のため、暦年課税の非課税枠(1人当たり年110万円)を使って贈与をする人は多い。Aさんはなぜ111万円と贈与の対象になる額にして、今年と来年に贈与するのか。

税理士の伊藤俊一氏は「贈与税を申告すれば名義預金ではなく、贈与であることの証拠になる」と説明する。名義預金とは通帳の名義が相続人でも実質的にはお金を出した被相続人のものとされる預金のこと。贈与が成立していないと税務署から指摘された場

贈与するなら年末年始

A 贈与は複数年に分割すると得なケースも

222万円を贈与の場合

	2年で分割	税額	1年で一括	税額
2013年	111万円	1000円	0円	0円
2014年	111万円	1000円	222万円	11万2000円
合計	222万円	2000円	222万円	11万2000円

11万円の節税に



B 贈与契約書の例

贈与契約書

贈与者●●(甲)と受贈者▲▲(乙)との間で下記の通り贈与契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する下記の財産を乙に贈与し、乙はこれを承諾した。
 - 現金110万円
- 第2条 甲は当該財産を平成●●年●月●日までに乙に引き渡す。

上記契約の証しとして本書を作成し、甲、乙は1通ずつ保有する。

平成●●年●月●日

(甲)住所
氏名 印

(乙)住所
氏名 印

合は相続税の対象になる。110万円より1万円多く贈与すると、贈与税は1000円。娘婿が確定申告する手間はかかるものの、計20000円の贈与税を納めることで贈与の事実を残せる。

Aさんが今年と来年の2回に分けて贈与するのも節税につながるためだ。もし年明けに222万円をまとめて贈与すると贈与税は11万円も増える(表A)。「ある程度まとまった額の贈与をする人には有力な選択肢になる」と税理士の深堀雅美氏は助言する。

C 相続時精算課税と暦年贈与を比べると

	相続時精算課税	暦年贈与
相続税の節税効果	限定的。贈与財産は相続時に贈与時の価格で相続財産に足し戻す	あり。3年以内に相続人に贈与された財産のみ足し戻す
贈与財産の時価が下落	贈与時の高い評価額で相続財産に足し戻す	贈与後3年経過すれば相続税の対象外
親より先に子どもが死亡	子から孫、親から孫と相続税が2回発生	相続課税は親から孫への1回
相続税法改正の場合	影響あり	実施済みの贈与は影響なし
小規模宅地等の特例	適用外	適用
非課税額	贈与時に計2500万円まで	年110万円まで

基礎控除が6割に引き下げられ、課税対象となる人は増える見通し。相続財産を減らすには贈与の活用がカギになる。名義預金を避けるために通帳にお金の移動を記録し、もう一つの例は実務に使う「贈与と契約書も作っておく」とい。と深堀税理士は勧める。贈与であることを示す補強材料になるだけでなく、贈与を受ける人以外の家族にも説明が付き、もめ事を防ぐ手段にもなり得るためだ。

税の申告、証明に活用

契約書に必要なのは①贈与する対象物の②日付③贈与した側、もらった側双方の住所、氏名、なつ印(図B)。署名は自筆で、なつ印は認め印よりも実印の方が証拠能力が高い。公証役場に行くと確定日付をもらっておくと、その日に契約書が存在していたことを確実に示せる。送金だけで終わっている場合は年内に契約書を作成しておく。

ただ贈与による節税に目が向くあまり、円満な相続というゴールを見失っていないか注意が必要だ。伊藤税理士は「相続でもっとも大切なのは遺産分割対策と納税資金の確保。節税対策は最後にすべきもの」と強調する。

贈与は相続税の対象となる財産を減らす効果はあるものの、特別受益に該当する財産は相続財産に足し戻す。その合計額を法定相続割合で分け、贈与を受けた人は贈与額を差し引いた財産を受け取るが、誰がいつどれだけ贈与を受けたかがはっきりしないケースも多く、もめる原因になりかねない。

もう一つ気をつけたいのは「相続時精算課税」だ。暦年贈与と並ぶ主な生前贈与の方法で、2500万円までの贈与に対する贈与税を相続時まで繰り延べることができ、15年から贈る側の年齢要件が65歳から60歳に下がり、もう一つの範囲は20歳以上の子どもだけでなく孫にまで広がる。教育資金の一括贈与の非課税制度をきっかけに相続税への関心が高まり「相続時精算課税に関する問い合わせも増えている」(福田真弓税理士)という。

財産圧縮効果に差
ただこの制度は「勧める」とはめったにない(福田税理士)。「相続税対策としては避ける方がいい」(伊藤税理士)と話す専門家は多い。多額を無税で贈与できるのは魅力に映るが、贈与を受けた財産は相続をするとき贈与時の価格で相続財産に足し戻す。節税効果が期待できるのは将来値上がりが見込める資産などに限られる。

有効に活用できるのは「絶対に相続税がかからない場合」などだ。ほかにも小規模宅地等の特例が使えない、将来の税制改正に対応しにくいなどデメリットは多い(表C)。いったん相続時精算課税にすると暦年贈与を使うことはできないため、安易な選択は避けたい。

年末年始に被相続人、相続人が久しぶりに顔を合わせる家庭も少なくないだろう。贈与にとまらず財産内容を改めて調べたり、腹を割って話し合ったりして相続を考えるきっかけにしたい。